

2. 防災規程

(目的)

第 1 条 中通高等看護学院（以下「学院」という）の防火、消火および避難については別に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(総則)

第 2 条 職員及び学生は、常に火災の発生を防止するよう努めなければならない。

(器具、器材)

第 3 条 学院には、消火および避難に必要な器具、器材を備え付け、常に整備しておかなければならない。

(訓練)

第 4 条 職員及び学生は、消火用具の使用法および避難の方法について、常に訓練しておかなければならない。

(関係者の任務)

第 5 条 学院関係者の任務は、次の通りとする。

(1) 学院長は、防火について、職員および学生を監督し、消火および避難について指示命令する。

(2) 副学院長は防火、消火、避難について学院長を補佐し、学院長不在の場合は、職員及び学生を監督し指示命令する。

(3) 教務主任および専任教員は、防火について学生を監督し、消火および避難について指示命令する。

(4) 事務職員は、消火および避難に必要な器具、器材の整備保全に努める。

(5) 学生は防火上の規定を守り、防火、消火および避難についての指示、命令に従い、常に火災の予防に努める。

(防火、消火および避難についての措置事項)

第 6 条 防火、消火および避難について、常に措置すべき事項は次のとおりとする。

(1) 各所、各室に火元取締責任者を定め、その氏名を標示しておく。

(2) 発火、引火の恐れのある物品の格納場所での火気使用を厳禁し、その旨を表示しておく。

(3) 消火および避難用器具、器材の備付箇所にその旨を標示しておく。

(4) 重要な書類および物品は、常に搬出できるように整理の上所定の場所に収納し、その旨を標示しておく。

(5) 火気器具および電気器具は次のように取り扱う。

①常に使用箇所を明示しておく。

- ②不良箇所は直ちに修理し、常に完全なものにしておく。
- ③火気は周壁から離し、危険のない所で使用する。
- ④周囲は常に整理しておき、危険物に近づけないようにする。
- ⑤使用後および長時間その場を離れるときは、スイッチを切り、火気を消しておく。
- ⑥授業終了後または、退勤後、もしくは所定の場所以外で使用するときは、その旨関係者に報告し、責任をもって処理する。
- (6) 配電線は年一回は必ず、専門的検査を受けておく。
- (7) 廊下、その他の通路は、常に整理しておき、障害となるようなものを放置しないようにする。

(火災が発生した場合の行動)

第7条 火災が発生した場合は、次のように行動するものとする。

- (1) 第一発見者は、大声で「どこが火事」と叫んで近在するものに知らせる。
- (2) 通報を受けた者は、事務室・教務室に知らせ、消防署へ「119番」通報する。
- (3) 近在するものは、近くの消火用具を持って、初期消火に当たる。
- (4) 使用中の火気器具、電気器具類のスイッチを切り火気を消す。
- (5) 窓を閉め、飛火が入らないようにする。
- (6) 重要書類を搬出用具に入れ、直ちに持ち出せるようにする。
- (7) 責任者の指示に従い、重要書類や物品の搬出、避難および傷病者の救護にあたる。
- (8) 書類物品の搬出場所、および避難場所は檜山公園とする。ただし、状況により責任者が指示する。

(地震、風水害等が発生した場合の行動)

第8条 地震、風水害等が発生した場合は、火災が発生した場合に準じて行動するものとする。

付則

(施行期日)

この規定は、1970年4月1日より施行する。

この規定は、1981年4月1日より施行する。

この規定は、2013年4月1日より施行する。

この規定は、2019年4月1日より施行する。